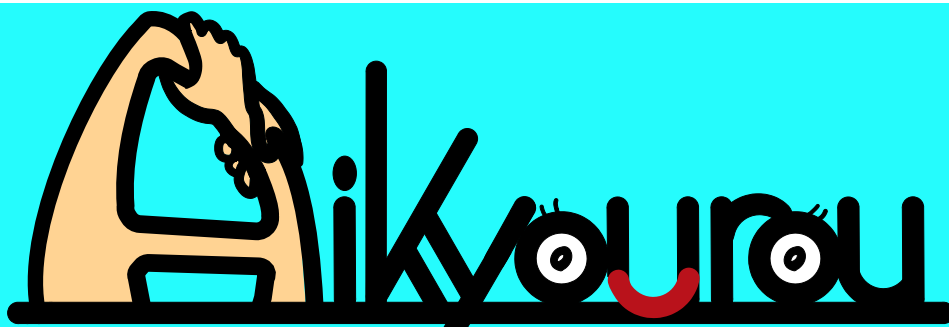




第325号
2022年12月10日

愛教労NEWS

愛知県教職員労働組合協議会

後期県教委交渉

「朝部活は校長判断によって行われる」

(県教委保健体育課)

・・・よって、すべて勤務の割り振り変更の対象となる！ということ！

11月1日、愛教労は県教委との本年度第2回目の交渉を行いました。

「いわゆる『先読み加配』は検討していない」 (県教委回答)

産育休など教員が途中で欠けることが予め推定できる場合、年度当初から補充者を配置する、いわゆる「先読み加配」について県教委は従来どおり「検討せず」との回答をしました。しかしこの翌日、文科大臣が全国で広まりつつあるこの方式を積極的に導入するとの言明をしたことで、愛知県教委の判断は全国的な動きに対応できていないことを露呈するものとなりました。

(ハラスメントに関してHPの改善を)「前向きに検討する」 (県教委回答)

県教委ホームページ上に「ハラスメント」「パワハラ」に関するボタン・リンク等を設置するよう求めた愛教労に対し、県教委は前向きに検討すると回答しました。

「朝部活の実施は校長の判断による」 (県教委回答)

部活動の朝練習「始業前の活動」は、部活動ガイドラインによって原則禁止されています。しかし「地域・学校毎の事情」により認められる例外的実施を校長が判断した場合、県教委は計画が出された時点で職務に該当すると回答しました。よって朝練習を実施した場合、当該職員について、勤務の割り振り変更が適切に行われることになります。

青年部交渉 「次年度の校内人事、異動先での配置等の情報伝達は、

内示以降ならば校長の判断で実施可能である」 (県教委回答)

新年度どのような業務・公務分掌になるか不安な時期。3月中旬の内示以降であれば校長の判断で伝達は可能であるとの回答を得ました。校務・教務や学年主任などへの伝達が行われているので、当然の回答です。

臨教部交渉 「(順位が記載されない)『補欠者用の名簿』が存在する」 (県教委回答)

県教委は、これまで存在しないとしてきた「補欠者用の名簿」が存在することを明らかにしました。愛教労は、教員採用選考試験補欠者のうち、欠員補充者として勤務している者は年度内に全員正規採用者として繰り上げ「教育の空白」を解消せよと求めました。

事務所住所：〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26 大須土方ドリームマンション 801

TEL：052-242-4474

FAX：052-242-2938

HPはこちら

Mail：aichi@aikyourou.jp

URL：http://www.aikyourou.jp/

QRコード▶



#NO WAR #STOP WAR

戦争反対！暴力反対！